

佐賀県告示第 175 号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、同項に規定する救急診療所として次のものを認定した。

平成 31 年 4 月 12 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	認定期限
正島脳神経外科	佐賀市鍋島一丁目 3 番 10 号	平成31年 4 月 1 日 から平成34年 3 月 31日まで